地震に強い あなたの住まい

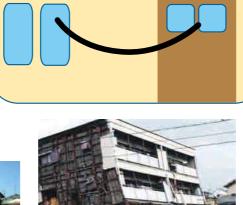
建築物等耐震化支援事業のご案内

家具転倒防止器具取付け事業のご案内



家具の固定を!

新耐農基準の 木造住宅も 助成対象です。











建築物等耐震化支援事業に関するお問い合わせ▶新宿区 都市計画部 防災都市づくり課

電話03-5273-3829 FAX03-3209-9227

家具転倒防止器具取付け事業に関するお問い合わせ▶新宿区 危機管理担当部 危機管理課 危機管理係 電話 03-5273-4592 FAX 03-3209-4069

| ■新宿区の取組み | P2~ | |
|---|--------|-----------|
| ■ 建築物等耐震化支援事業 ■ 建築物等耐震化支援事業 | P5~ | |
| 木造住宅への助成 ●耐震診断から耐震改修工事までの流れ●木造住宅への助成 | •••••• | P5 |
| 予備耐震診断 <mark>[無料]</mark> ···································· | | P7 P7 |
| 補強設計への助成 | | P7 |
| 詳細耐震診断・補強設計への助成···································· | | P7 |
| 工事監理への助成 ···································· | | P8 P12 |
| 非木造建築物への助成●耐震診断から耐震改修工事までの流れ●非木造建築物への助成 | | P15 |
| 耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断 【無料】 | | |
| 耐震改修工事への助成 | | P19 |
| エレベーター防災対策改修への助成 | | |
| ■家具転倒防止器具取付け事業 | P24~ | |
| 家具類の転倒・落下・移動防止対策をしましょう家具転倒防止器具取付け事業 [取付け費無料] | | |
| その他 | P27~ | |
| 擁壁・がけの安全化対策 | | P27 |
| ●ブロック塀等へのアドバイザー派遣 [無料]●接道部緑化への助成 | | |
| ●ブロック塀等の除去への助成(建築物等耐震化支援事業) | | P31 |
| ■緊急輸送道路マップ | P33 | |
| ■助成金に関わる手続きの流れ | P34 | |

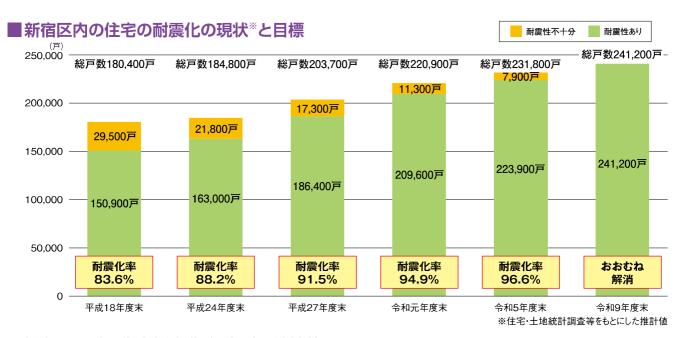
新宿区の取組み

新宿区は、「新宿区耐震改修促進計画」に基づき 住宅・建築物の耐震化に取り組んでいます。



平成20(2008)年3月に策定し、令和7(2025)年1月に改定した「耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化について、令和9(2027)年度までに「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」ことを目標としています。

注)「新宿区耐震改修促進計画」は、新宿区都市計画部防災都市づくり課のホームページで公開しています。



■新宿区の耐震化支援事業 年度別実績件数

| ■村伯区の側長化文 | 反手 | *未 | +- /3 | 又刀リ | 天祁 | | | 東日本: ▽ | 大震災 | | F | 128.4.1 | 4熊本 ▽ | 地震 | | | | F | R6.1.1 | 能登半 ▽ | 半島地震 |
|------------------|-----|-----|------------------|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|---------|----------|-----|-----|----|----|----|--------|----------|-------|
| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | 合計 |
| 木造住宅 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予備耐震診断技術者派遣 | 90 | 111 | 95 | 142 | 164 | 194 | 202 | 346 | 228 | 128 | 73 | 111 | 101 | 71 | 30 | 8 | 4 | 8 | 9 | 4 | 2,119 |
| 詳細耐震診断技術者派遣 | | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | | _ | _ | _ | _ | _ | 54 | 52 | 29 | 49 | 46 | 47 | 277 |
| 耐震診断·補強設計費助成 | 1 | 10 | 32 | 42 | 57 | 84 | 82 | 137 | 124 | 57 | 30 | 58 | 72 | 74 | 19 | 18 | 9 | 6 | 7 | 1 | 920 |
| 補強設計費助成 | | _ | _ | | _ | _ | _ | _ | | _ | | _ | _ | _ | 13 | 31 | 10 | 14 | 13 | 11 | 92 |
| 耐震改修工事費助成 | | _ | 5 | 12 | 18 | 34 | 40 | 51 | 53 | 51 | 12 | 14 | 34 | 34 | 23 | 31 | 13 | 14 | 17 | 17 | 473 |
| 簡易耐震改修工事費助成 | | _ | _ | | _ | 2 | 2 | 2 | 5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 1 | 21 |
| 工事監理費助成 | | _ | _ | | _ | 33 | 41 | 42 | 47 | 34 | 10 | 7 | 24 | 25 | 11 | 23 | 10 | 12 | 13 | 10 | 342 |
| 耐震シェルター・ベッド設置費助成 | | _ | _ | | 1 | 1 | 3 | 5 | 8 | 3 | 0 | 4 | 2 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 |
| 非木造建築物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 耐震アドバイザー派遣 | | _ | 29 | 25 | 38 | 59 | 91 | 183 | 134 | 97 | 73 | 41 | 41 | 29 | 39 | 21 | 17 | 25 | 24 | 30 | 996 |
| 簡易耐震診断 | | _ | _ | | _ | 33 | 40 | 106 | 91 | 58 | 28 | 22 | 21 | 15 | 22 | 12 | 7 | 9 | 12 | 8 | 484 |
| 耐震診断費助成 | | _ | 1 | 0 | 3 | 5 | 7 | 35 | 101 | 88 | 36 | 21 | 10 | 10 | 8 | 12 | 7 | 5 | 16 | 8 | 373 |
| 補強設計費助成 | _ | _ | _ | | _ | _ | 6 | 4 | 10 | 12 | 25 | 10 | 5 | 9 | 4 | 1 | 5 | 3 | 3 | 6 | 103 |
| 耐震改修工事費助成 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 5 | 2 | 10 | 4 | 14 | 8 | 9 | 7 | 7 | 0 | 2 | 4 | 3 | 75 |
| エレベーター防災対策改修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エレベーター防災対策改修への助成 | | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 1 | 1 | 1 | 4 | 0 | 4 | 18 | 12 | 17 | 5 | 63 |
| その他の助成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ブロック塀等の除去への助成 | | | 2 | 3 | 9 | 8 | 6 | 9 | 6 | 4 | 1 | 7 | 2 | 3 | 10 | 29 | 43 | 17 | 16 | 11 | 186 |
| 擁壁・がけ安全化対策工事費助成 | | | _ | | _ | _ | _ | _ | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 1 | 6 | 18 |
| 擁壁コンサルタント派遣 | | _ | _ | | _ | _ | _ | _ | 1 | 3 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 8 | 8 | 6 | 5 | 46 |
| 土砂災害アドバイザー派遣 | | _ | _ | | | _ | _ | _ | | _ | | | _ | _ | 1 | 1 | 3 | 3 | 2 | 2 | 12 |

[※]各事業内容については、木造5ページ~、非木造15ページ~、エレベーター23ページ~、その他27ページ~をご覧ください。

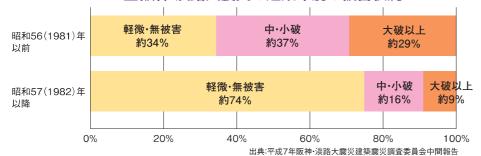
もし今、首都直下地震が発生したら、

あなたのお住まいは大丈夫?

阪神・淡路大震災(M7.3)では、犠牲者のほとんどの方が、 建物の倒壊で亡くなっています。

昭和56(1981)年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。 平成7(1995)年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では法改正以降に建て られた建物の被害が少なかったと報告されています。

■阪神・淡路大震災の建築年別の被害状況







写直提供:阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター

首都直下地震が発生すると、新宿区では以下のような被害が想定されています。

東京都は、令和4(2022)年5月に新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しました。下表は、東京に大きな被害を及ぼすおそれがある首都直下地震として選定された地震(M7.3)の被害想定の概要です。

| ※冬の夕方18時・風速8m/秒を想定 | | 都心南部直下 | 地震(M7.3) | 多摩東部直下地震(M7.3) | | |
|--------------------|-------------|--------------------------|----------------------|---------------------|----------------------|------------------|
| | | | 東京都の被害想定 | 新宿区の被害想定 | 東京都の被害想定 | 新宿区の被害想定 |
| | | 死 者 | 6,148人 | 33人 | 4,986人 | 38人 |
| | 要 | 揺れ・建物被害等 | 3,448人 | 25人 | 2,809人 | 30人 |
| | 要 因 別 | 火災 | 2,482人 | 3人 | 1,918人 | 3人 |
| 人 | נימ | その他 | 218 人 | 4人 | 259人 | 4人 |
| 的被害 | | 負傷者 (うち重傷者) | 93,435人 (13,829人) | 1,847人 (185人) | 81,609人 (11,441人) | 2,077人 (213人) |
| | 要 | 揺れ・建物被害等 | 76,043人 | 1,691人 | 66,329人 | 1,899人 |
| | 要因別 | 火災 | 9,947人 | 13人 | 7,269人 | 15人 |
| | 力リ | その他 | 7,446人 | 143人 | 8,012人 | 163人 |
| 建 | | 全壊·焼失棟数 | 200,933棟 | 616棟 | 164,533棟 | 729棟 |
| 物被 | 要因 | 揺れ・液状化等 | 82,199棟 | 530棟 | 70,108棟 | 627棟 |
| 害 | 別 | 火災 | 118,734棟 | 86棟 | 94,425棟 | 103棟 |
| 建物被害 | 要 因 別 | 全壊・焼失棟数 揺れ・液状化等 火災 | 200,933棟 82,199棟 | 616棟 530棟 86棟 | 164,533棟 70,108棟 | 729 621 |

※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがあります。

※揺れ・液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、要因別の被害の合算値とは一致しないことがあります。

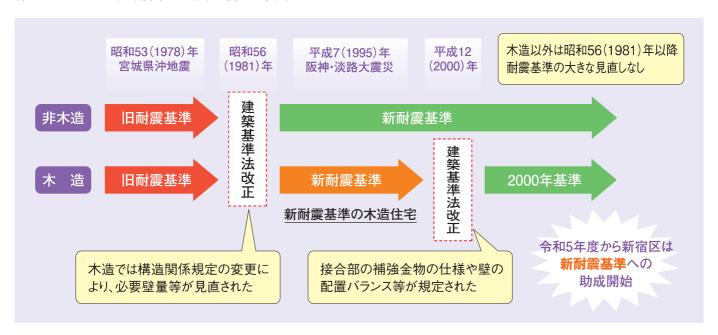
大規模地震の被害状況から、

耐震基準が見直されてきました。

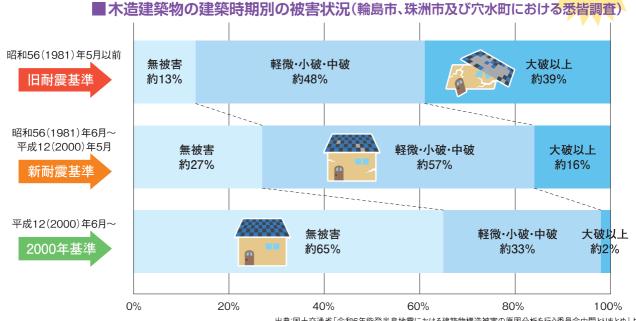
■耐震基準の変遷

昭和56(1981)年に導入された新耐震基準では、大規模な地震動(震度6強から7に至る程度(阪神・淡路大震災クラス))に対する検証方法が規定されるとともに、木造住宅では必要壁量の基準が強化されました。

その後、平成12(2000)年にも建築基準法の構造関係規定が改定され、木造建築物の仕様規定(接合部の仕様、バランスの良い耐震壁の配置等)が明確化されました。



令和6(2024)年に発生した能登半島地震(M7.6)では、 旧耐震基準及び新耐震基準の木造住宅に被害が多くみられております。 そのため、新宿区では新耐震基準の木造住宅にも助成を行っています。



木造

耐震診断から耐震改修工事ま

建物にどれくらい耐震性能があるかを総合的に判断し、それに基づき耐震改修工事を行います。

■対象となる建築物

- 【旧耐震】 ▶昭和56(1981)年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の住宅、店舗等併用住宅*
- 【新耐震】▶昭和56(1981)年6月1日から平成12(2000)年5月31日に着工された木造 2階建て以下の在来軸組工法の住宅、店舗等併用住宅*
- ※店舗等併用住宅は延べ面積の過半が住宅であるものに限ります。
- ※増築、改築等の経緯によっては、対象外となる可能性があります。
- ※構法によっては、対象外となる可能性があります。

■対象者

【個人または法人の場合】 ▶ 所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または所有者の承諾 を得た助成対象建築物に居住する者

※所有者が複数人いる場合は、原則として全ての所有者の承諾を得てから申込を行ってください。

【区分所有の場合】▶管理組合の総会決議を得るか、持分の合計が過半となる共有者の承諾 を得ている者

(技術者派遣)

令和5年4月より 対象建築物が増えました



まずは技術者派遣で耐震診断をしたい

診断と設計を 段階的に進めます

技術者(申請者が選定)に耐震診断と補強設計を依頼したい

診断と設計を **合わせて**実施します (申込期限:令和7年12月末)

正個 耐震診断

区から専門の技術者 (建築士)を派遣し、 詳細な耐震診断を 行います。

区に申し込んでください。 ★電話・インターネットで 申込ができます。

※詳しくは7ページをご覧ください。

詳細耐震診断・補

詳細耐震診断及び補強設計費の一部を助成します。 助成金の限度額は30万円です。

(詳細耐震診断13万円·補強設計17万円)

地震が**心**配 だなあ……

準備•検討

詳細耐震診断



専門の技術者に相談したい

申込期限: 令和8年1月末

予備耐震診断

区から専門の技術者(建築士)を派遣し、 簡易な耐震診断を行います。

詳細耐震診断や補強設計に進む前の参考にしてください。

※詳しくは7ページをご覧ください。

区に申し込んでください。★電話・インターネットで申込ができます。

での流れ



★同一内容の技術者派遣・助成は1度限りとなります。

√例:過去に耐震診断・補強設計への助成を受けた建築物は、 √ 再度補強設計への助成を受けることはできません。 /



申請期限:令和7年12月末

補強設計への助成

補強設計費の 一部を助成します。 助成金の限度額は 17万円です。

補強設計の契約は、 必ず助成金の交付決定 後に行ってください。※

申請期限:令和7年12月末

強設計への助成

詳細耐震診断・補強設計の 契約は、必ず助成金の交付 決定後に行ってください。※ 申請期限:令和7年11月末

耐震改修工事 への助成

耐震改修工事費の一部を 助成します。

助成金の限度額は

75万円~300万円です。

耐震改修工事の契約は、 必ず助成金の交付決定後 に行ってください。**

※詳しくは8ページをご覧ください。

申請期限:令和7年11月末

工事監理への助成

工事監理費の一部を 助成します。 助成金の限度額は **20万円**です。

工事監理の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。**

※詳しくは8ページをご覧ください。

•補強設計

耐震改修工事

申請期限:令和8年1月末

成



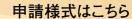
耐震シェルター・耐震ベッド設置への助成

耐震シェルター・耐震ベッド設置費の一部を助成します。 助成金の限度額は耐震シェルターの場合45万円、耐震ベッドの場合35万円です。 ※詳しくは12ページをご覧ください。

耐震シェルター・耐震ベッド設置の**契約は**、必ず助成金の交付決定**後に** 行ってください。**

※助成金に関わる手続きの流れは34ページをご覧ください。

木造住宅への助成





新宿区内の木造住宅の耐震化に対する助成制度です。

委任払い制度※を利用すれば、自己負担分のみで補強設計や耐震改修工事等を行うことができます。

※委任払い制度については、34ページをご覧ください。

■対象となる建築物

- 【旧耐震】▶昭和56(1981)年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の住宅、店舗 等併用住宅*
- 【新耐震】▶昭和56(1981)年6月1日から平成12(2000)年5月31日に着工された木造 2階建て以下の在来軸組工法の住宅、店舗等併用住宅*
- ※店舗等併用住宅は延べ面積の過半が住宅であるものに限ります。
- ※増築、改築等の経緯によっては、対象外となる可能性があります。
- ※構法によっては、対象外となる可能性があります。

■対象者

【個人または法人の場合】▶所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または所有者の承諾 を得た助成対象建築物に居住する者

※所有者が複数人いる場合は、原則として全ての所有者の承諾を得てから申込を行ってください。

【区分所有の場合】▶管理組合の総会決議を得るか、持分の合計が過半となる共有者の承諾 を得ている者

- 《留意事項》※補強設計や耐震改修工事等の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。
 - ※技術者派遣や助成金の受付については、予算の範囲内に限ります。
 - ※業者との契約の際には、スケジュール・金額等の打ち合わせを十分に行ってください。
 - ※消費税は助成金の対象外です。
 - ※助成金は千円単位となります。(1.000円未満の端数は切り捨て)
 - ※助成対象事業については、他の助成金等の交付を受けないものに限ります。

耐震診断



予備耐震診断 * 「申込期限:令和8年1月末」

区から専門の技術者(建築士)を派遣し、予備耐震診断(簡易な耐震診断)を行います。 また、詳細耐震診断の必要性などの技術的なご相談に応じます。

電話・インター ネットで申込が できます。



詳細耐震診断 * 「申込期限:令和7年12月末〕

区から専門の技術者(建築士)を派遣し、詳細な耐震診断を行い建物の耐震性能*を評価します。

また、耐震改修工事の必要性や、工事の方法などの技術的なご相談に応じます。

- ※耐震性能とは、地震によって生じる力に対し、損傷もしくは倒壊や崩壊をしない建物の強度をさします。
- ★診断に必要な情報が得られない場合(建築士が入ることができない部屋があるなど)、診断できない可能性があります。

補強設計、詳細耐震診断・補強設計 申請期限:令和7年12月末

要件

詳細耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満で、耐震性が不十分であると判断 された建築物

補強設計への助成米

補強設計のみを実施する場合、17万円を限度に助成します。

上限額 17万円

詳細耐震診断・補強設計への助成米

詳細耐震診断と補強設計を合わせて実施する場合は、詳細耐震診断 13万円·補強設計17万円を限度に(総額30万円)助成します。

上限額(詳細耐震診断) 13万円 (補強設計) 17万円

*助成を受ける場合は新宿区に登録した耐震診断登録員(建築士)の中から申請者が選定してください。耐震診断登録員の名簿 は新宿区ホームページ(右記QRコード)をご覧いただくか、防災都市づくり課(03-5273-3829)へお問い合わせください。



耐震改修工事 申請期限:令和7年11月末

■要件

(耐震改修工事

のみ)



- (1)【個人の場合】申請者が、住民税を滞納していないこと。
- (2)【法人の場合】「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」第2条第2項各号の規定に該当する大企業者以外の者
- (3)過去または現在において、区から違反建築に係る是正指導等を受けていないこと。 (是正指導等を受けている場合は、是正しているか、完了実績報告までに是正すること)

耐震改修工事への助成

「補強設計」に基づいて耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。

- ※工事施工者の指定はありませんので、申請者が選定してください。工事施工者等への接触が容易となるよう、工事施工者リストを新宿区ホームページ(右記QRコード)で掲載しています。
- ※原則として、「補強設計」の妥当性について区が判定を行います。

ただし、「補強設計」の助成を受け、その設計どおりに耐震改修工事を行う場合、判定を省略することができます。



《助成金の額》助成金の額は、下記区分に従い算出します。

※助成対象工事費は、「実際に耐震改修工事に要する費用(消費税除く)」または「延べ面積×39,900円/m²で算出した額」の低い方とします。 ※耐震改修工事とは関係のないリフォーム部分は助成金の対象外です。

| | :部構造評 対震改修工 | 助成対象工事費×3/4 ^{※1} (上限額300万円) | | |
|--|----------------|---|------------|--|
| 上部構造評点が0.7以上1.0未満と なるように耐震改修工事を行う場合 | | | | 助成対象工事費×3/5 ^{※1} (上限額150万円) |
| 道路突出に耐震 | | 構造評点が1.0以上となるよう 震改修工事を行う場合 | * 8 | 助成対象工事費×3/8 ^{※1} (上限額150万円) |
| ー 又は _{※6} 無接道 | 簡易改修 | 上部構造評点が0.7以上1.0未満なるように耐震改修工事を行う場 | | 助成対象工事費の×3/10 ^{※1} (上限額75万円) |

上部構造評点とは

建築基準法で想定する大地震に対し、 建物が持つ耐震性の評点をいいます。

1.5以上:倒壊しない

1.0以上1.5未満:一応倒壊しない

0.7以上1.0未満:倒壊する可能性がある

0.7未満:倒壊する可能性が高い

※1:1,000円未満の端数は切り捨てになります。

- ※7 障害者等が居住する戸建住宅の場合:助成対象工事費(上限額300万円)
- ※8 障害者等が居住する戸建住宅の場合:助成対象工事費×1/2(上限額150万円)



道路に突出している住宅、敷地が道路に接していない住宅だったら…

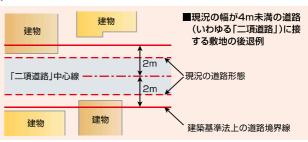
下記の追加要件を満たせば、費用の一部を助成します。

| | 内 容 | 追 加 要 件 | |
|---------|--|--|--|
| ※5:道路突出 | 建築物(当該建築物に付属する門、塀、 建築設備等を除く。)が建築基準法上の 道路境界線より道路側に出ているか** どうかで判断します。 | やむをえず建築物の道路への突出部分を解消できない場合で、新たな違法を生じさせないことと道路への突出部分を将来解消し、道路状整備に協力する旨の確認書を提出すること | |
| ※6:無接道 | 建築物の敷地は建築基準法上の道路に、原則として2m以上接している必要があり*、それを満たしているかどうかで判断します。 | 耐震改修工事の際に、台所等の火気使用室の 壁及び天井を不燃材料で仕上げること(耐震 補強部分以外は助成対象外) | |

※建築基準法の規定に適合するものは除きます。



建築基準法上の道路境界線は、 状況に応じて現況の道路形態 とは異なる可能性があるので、 注意が必要です。



丁事監理 申請期限:令和7年11月末

工事監理への助成

上限額 20万円

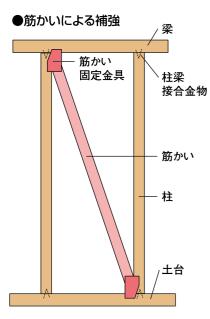
「補強設計」に基づいて新宿区の耐震診断登録員による工事監理を行う場合、20万円を限度に助成します。 ※工事監理の助成は耐震改修工事助成を申請し、かつ補強設計を担当した耐震診断登録員が行うものが対象です。(工事施工者が行うものは対象ではありません。)

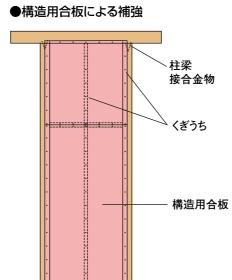
耐震改修工事例のご紹介

お住まいを建てられた時期、広さや間取りなどに応じた耐震改修工事を行うことで、耐震性を高めることができます。耐震補強を行う箇所は、主に「壁」「基礎」「屋根」「接合部」の4つがあります。



■壁の工事例 昭和56(1981)年5月以前の建築基準法では、現在より壁の量が少ない基準となっています。 こうした壁は、筋かいや構造用合板を使うことで耐震性を高めることができます。





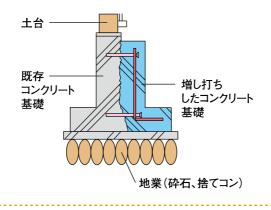




構造用合板

■基礎の工事例

古い木造住宅では、基礎に 鉄筋が入っていないものが 多く見受けられます。鉄筋を 入れた基礎で補強すること で、割れたり崩れたりしない ようにします。



■金物による接合部の工事例



筋かいプレート 梁や柱と筋かいを固定します。

■屋根の軽量化例

●重い瓦から軽いスレートへ変更





屋根の軽量化は、耐震化を行う上で比較的手軽で効果のある方法です。建物 の上方を軽くすることで、揺れを少なくして建物の倒壊を防ぎます。



ホールダウン金物 基礎と柱を固定し ます。

阪神・淡路大震災では、筋かいが設けられていても柱や筋かいが土台から抜けてしまう被害例がありました。接合部は抜けないように、しっかりと留めることが重要です。

事例紹介 1 耐震改修工事の実例(Tアパート)

認定工法を使って、天井や窓を活かしながら補強しました

Tアパートは、1階も2階も南側と北側の 外壁に窓や扉が連続しており、耐力上有効な 壁がありませんでした。一部の基礎は玉石基 礎で、大きな被害を及ぼす可能性があるため、 新しい基礎を設置し、建物と一体で動くよう に金物で緊結しました。補強壁の設置にあた っては、和室の天井や窓を残しながら補強で きる認定工法を採用し、壁配置のバランスを とりました。

Tアパート

期間・費用……期間:約8か月

費用:¥8,130,000(稅抜)

新宿区の助成金…区助成金:¥1,500,000

●上部構造評点

1.08



上部構造評点とは 建築基準法で想定する大地震に対し、 建物が持つ耐震性の評点をいいます。

1.5以上:倒壊しない

1.0以上1.5未満:一応倒壊しない 0.7以上1.0未満:倒壊する可能性がある 0.7未満:倒壊する可能性が高い

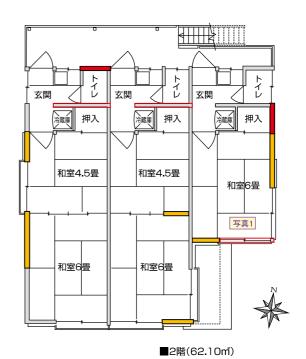
補強箇所

凡例 ■ 構造用合板、金物による補強 ■ 認定工法の壁、金物による補強] 筋かいによる補強

基礎新設 ■ 基礎補強

コステンレス筋かい(認定工法)による補強





施主のご感想

建物の雰囲気を残したまま補強工事できました

所有するアパートが築60年と古く、老朽化が進んでいたので、 いつかリフォームをしなければと思っていました。リフォームとあわ せて耐震化をしたいなと考えていたところ、区の広報やチラシが届 き、耐震化の助成金があることを知りました。区の窓口に相談し、無 料の詳細耐震診断を受けて耐震改修工事へ進めることにしました。 助成金の申請は建築士が代わりにやってくれたので、高齢のた めとてもありがたかったです。

工事中は、工事が終わった部屋に、工事範囲に住んでる方の荷物 を移して仮住まいしてもらい、順番に進めたので、時間もかかり大 変でしたが、昔の建物の雰囲気を残したまま補強できたので良か ったです。

工事が完了した後に、少し大きな地震がありましたが、工事前と 建物の揺れ方が全然変わり、しっかりと耐震化されたことが感じら れ、安心して住んでいただけます。

■壁の補強例…ステンレス筋かい(認定工法)を設置…



事例紹介 2 耐震改修工事の実例 (M邸)

壁の配置のバランスをとって、耐震性能を向上させました

M邸は、1階の南北方向に扉や窓の開口部が多く、 地震に対して有効な壁が少ない状態でした。基礎 も無筋コンクリートだったため、新しく設置する補 強壁が有効に働くように基礎を補強したり、新しく 設置しました。構造用合板や筋かい、石膏ボードを バランスよく配置し、耐震性能を向上させました。

M邸

期間・費用……期間:約4か月

費用:約¥3.730,000(稅抜)

新宿区の助成金…区助成金:¥1,132,000

●上部構造評点

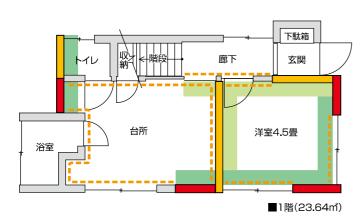
従前 従後

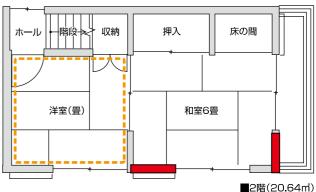


補強箇所

□.例 ■ 構造用合板、金物による補強 █ 構造用合板、筋かい、金物による補強 ---- 石膏ボード、金物による補強

基礎新設 基礎補強







M邸施主の ご感想

リフォームと併せた工事で、居住するのに安心となりました

長年住んでいた親が亡くなり、実家をどのように活用するか検 討し始めたのが、耐震化のきっかけでした。玄関先に貼られていた 東京防災アクションのステッカーに気づき、区役所に電話をかけて

まず、無料の耐震診断を受けたところ、耐震改修工事が必要との 診断がでたため、耐震改修工事に向けて補強設計をお願いしまし た。リフォームも併せて工事を進めたところ、解体後建物に老朽化 している部分が多く見つかり、工事範囲を変える等、建築士と慎重 に協議しながら進めました。費用や工事期間が思いのほか増えた ので不安がありましたが、無事に工事を終えることができました。

地震時に倒れるリスクを減らせたので、周りの方への責任を果 たせ、今後居住するのに安心となり工事して良かったです。

一礎の補強例…玉石基礎部分に新しく鉄筋コンクリート基礎を設置…



耐震シェルター、耐震ベッド設置への助成

申請期限:令和8年1月末

耐震改修工事のように建物全体の耐震補強を行う方法ではなく、安全性を確保しながら、費用負担を軽減することができる耐震シェルターや耐震ベッドの設置費の一部を助成する制度です。

■対象となる建築物

[旧耐震] 昭和56(1981)年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の住宅、店舗等 併用住宅*

[新耐震] 昭和56(1981)年6月1日から平成12(2000)年5月31日に着工された木造 2階建て以下の在来軸組工法の住宅、店舗等併用住宅*

- ※店舗等併用住宅は延べ面積の過半が住宅であるものに限ります。
- ※増築、改築等の経緯によっては、対象外となる可能性があります。
- ※構法によっては、対象外となる可能性があります。

■対象者

所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または所有者の承諾を得た助成対象建築物に 居住する者 ※所有者が複数人いる場合は、原則として全ての所有者の承諾を得てから申込を行ってください。

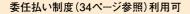
■要件

右記(1)~(3)の すべてに該当する こと

- (1)予備耐震診断や詳細耐震診断(7ページ参照)の結果、耐震補強が必要と診断されていること
- (2)申請者が、住民税を滞納していないこと
- (3) 当パンフレットに掲載している装置を設置するものであること(13・14ページ参照)
- ※耐震シェルター・耐震ベッド設置の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。
- ※助成金の受付については、予算の範囲内に限ります。
- ※賃貸住宅などで、対象建物の所有者以外の方が申請者となる場合は、耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置に対して、建物所有者の承諾が必要となります。

《助成金の額》

- ①耐震シェルター設置に要する費用(消費税除く)×9/10 (上限額45万円)
- ②耐震ベッド設置に要する費用(消費税除く)×9/10 (上限額35万円)



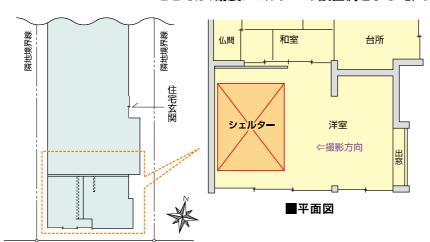
※床などの補強が必要な場合は、その費用も含みます。 ※1,000円未満の端数は切り捨てになります。



事例紹介

耐震シェルターの設置(T邸)

ここでは、耐震シェルターの設置例としてT邸の耐震シェルターを紹介します。



洋室の一部に耐震シェルターを設置しました。



■設置写真

前面道路

配置図

《助成の対象となる装置一覧》

- ※価格(税別)は目安です。各装置の詳細、費用等については、業者に直接お問い合わせください。
- ※設置は全て1階のみとなります。
- ※設置に伴い、床の補強等が必要となる 場合があります。

詳細は各社に お問い合わせください



耐震シェルター



価格の目安:140万円 設置期間:1日

名称:耐震シェルター耐震和空間 会社名:㈱ニッケン鋼業 電話:0544-58-8336 FAX:0544-58-8337





価格の目安:46万円 設置期間:1日

名称:木造軸組耐震シェルター"剛建" 会社名:예宮田鉄工 電話:0587-37-1569 FAX:0587-37-6341



価格の目安:160万円(6帖) 設置期間:3時間

名称:シェルキューブR 会社名:㈱デリス建築研究所 電話:03-6811-2911 FAX:03-6811-2912



価格の目安:98~150万円 設置期間:3日間

名称:耐震健康シェルター「命守(いのちもり)」 会社名:(株)青ヒバの会ネットワーク 電話:090-3229-5678 FAX:0279-82-5872



価格の目安:220万円(4.5帖)~ 設置期間:1日

名称:パネル式耐震シェルター 会社名:SUS㈱(エスユーエス) 電話:03-5652-2393 FAX:03-5652-2394

耐震ベッド



価格の目安:90万円(4.5帖)~施工費別途 設置期間:半日程度

名称:木質耐震シェルター70K 会社名:(一社)耐震住宅100%実行委員会 電話:03-6897-6789



価格の目安:シングルサイズ65万円 設置期間:半日

名称:耐震ベッド「ウッド・ラック」 会社名:新光産業(株) 電話:03-6810-7900 FAX:03-6810-7901



価格の目安:52万円 設置期間:2時間

名称:介護用防災フレーム 会社名:(株)ニッケン鋼業 電話:0544-58-8336 FAX:0544-58-8337



価格の目安:45.1万円(税込施工費込) 設置期間:2日間

名称:木質耐震シェルター 会社名:(株)一条工務店 電話:0120-422-231 FAX:053-596-3655



価格の目安:186.3万円~ 設置期間:8日間

名称:シェル太くん工法 会社名:(株)ヤマヒサ 電話:0120-83-8073 FAX:03-6890-8073



価格の目安:350万円(6帖)~ 設置期間:2~3週間程度

名称:シェルキューブ 会社名:㈱デリス建築研究所 電話:03-6811-2911 FAX:03-6811-2912



価格の目安:65万円(税別) 設置期間:1日

名称:減災寝室 会社名:예扇光 電話:0120-57-2535 FAX:0596-37-2780



価格の目安:55万円~ 設置期間:半日

名称:つみっくブロックシェルター 会社名:(株)つみっく 電話:0852-28-3178 FAX:0852-28-3178



価格の目安:85万円+税(本体費)(4.5帖) 設置期間:半日

名称:コンテナ型耐震シェルター まもルーム 会社名:㈱カラフルコンテナ 電話:0587-51-1236 FAX:0587-51-1237



価格の目安:47万円 設置期間:2時間

名称:防災ベッド 標準型BB-002 会社名:(株)ニッケン鋼業 電話:0544-58-8336 FAX:0544-58-8337



価格の目安:41.8万円(税抜)~ 設置期間:約3~4時間

名称:安心防災ベッド枠B 会社名:フジワラ産業㈱ 電話:06-6586-3388 FAX:06-6586-2700

耐震シェルター、 耐震ベッドで安心な毎日!



非木造

耐震診断から耐震改修工事ま

建物にどれくらい耐震性能があるかを総合的に判断し、それに基づき耐震改修工事を行います。

※同一内容の助成・簡易耐震診断は1度限りとなります(耐震アドバイザー派遣は5回まで)。

※増築、改築等の経緯によっては、対象外となる可能性があります。

耐震アドバイザー派遣

令和8年1月末

専門の技術者(建築士)が耐震診断・改修の必要性等の概要 ※耐震アドバイザーの派遣回数は、同一の 建物に対して5回までです。 を調査し、アドバイスします。

1回目の耐震アドバイザー派遣は区に申し込んでください。★電話・インターネットで

簡易耐震診断

令和7年12月末

設計図面や建物の調査等に基づいて、強度を略算して建物の 耐震性能の評価、詳細な耐震診断費用の概算を提示します。 ※詳しくは17ページをご覧ください。

申請期限:令和7年11月末

耐震診断への助成

詳細な耐震診断費の一部を助成 します。

助成金の限度額は200万円です。

※詳しくは18ページをご覧ください。

耐震診断の契約は、必ず助成金の 交付決定後に行ってください。※

準備•検討



耐震診断

- 耐震診断の内容、費用等の検討
- 専門家による現場調査 耐震診断士の選定

耐震診断を検討する 簡易耐震診断の活用 耐震アドバイザー派遣の活用

耐震診断を実施する 建物の耐震性を調査



耐震に関する情報を収集、確認する 建築図面等の基礎資料の整理、確認 耐震診断等に関する情報収集、進め方の検討

耐震診断や耐震改修工事の実施に当たっては、 他の定期調査や大規模修繕工事などと時期 を揃えて計画することも、工期や経費などの面 から効果的です。



での流れ



申請期限:令和7年11月末

補強設計への助成

補強設計費の一部を助成します。 助成金の限度額は200万円です。

※詳しくは18ページをご覧ください。

補強設計の契約は、必ず助成金の交付 決定後に行ってください。※

申請期限:令和7年10月末

耐震改修工事への助成

耐震改修工事費の一部を助成します。 助成金の限度額は1000万円~1億円です。

※詳しくは19ページをご覧ください。

耐震改修工事の契約は、必ず助成金の交付 決定後に行ってください。※

補強設計 耐震改修工事 成

強設計を実施する 耐震診断の結果を踏まえた補強方法の検討 耐震改修工事費、工事範囲、工期等の検討

耐震改修で安心!





これで、地震が きても安心だね

耐震改修工事を実施する

耐震改修工事による建物への影響(窓等の開口 部への影響や工事期間中における工事箇所周辺 等の利用など)の検討については、工事を円滑に 進めるうえで、非常に重要なポイントになります。



※助成金に関わる手続き の流れは34ページをご 覧ください。

非木造建築物への助成

新宿区内にある鉄骨造、鉄筋コンクリート造など、非木造建築物の耐震化に対する助成制度です。 委任払い制度*を利用すれば、自己負担分のみで耐震診断や耐震改修工事等を行うことができます。

※委任払い制度については、34ページをご覧ください。

《耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断》

無料(技術者派遣)

■対象となる建築物 右記(1)~(3)の すべてに該当すること

- (1)昭和56(1981)年5月31日以前に着工された建築物
- (2)構造が非木造(鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造)である建築物
- (3)以下のいずれかに該当する建築物
 - ・延べ面積の過半が住宅、共同住宅、寄宿舎または下宿であること
 - ・緊急輸送道路沿道で、建築物の高さが、前面道路中央から建築物までの距離を超えていること(33ページ参照)
 - ※東京都の台帳に記載のない場合、東京都防災・建築まちづくりセンターでの確認が必要です。
 - ・特定建築物(20ページ下表参照)
 - ·要緊急安全確認大規模建築物(20ページ下表参照)

※受付については、予算の範囲内に限ります。

1回目の耐震アドバイザー派遣 は電話・インタ ーネットで申込 ができます。



■対象者

原則として、所有者(分譲マンションの場合は、管理組合の代表者)

※所有者が複数人いる場合は、原則として全ての所有者の承諾を得てから申込を行ってください。

申込期限:令和8年1月末

■耐震アドバイザー派遣の内容

①耐震診断の必要性のアドバイス

建物を確認し、耐震診断が必要か不要かをアドバイスします。耐震診断が必要となる場合は、簡易耐震診断の申込方法などの説明を行います。

②合意形成のアドバイス

主に分譲マンションを対象に、耐震診断に向けた管理組合員の合意を形成するためのアドバイスを行います。

③耐震改修工事に向けたアドバイス

耐震改修工事が必要な場合に、適切なアドバイスを行います。

※耐震アドバイザーの派遣回数は、同一の建物に対して5回までです。

(申込期限:令和7年12月末) ■簡易耐震診断の内容

設計図面などに基づいて、建物の外部や内部の外観 調査を行い、柱の大きさや壁の量などから強度を略 算し、建物の耐震性能を評価します。コンクリート強 度の検査などは行いません。

また、エレベーターや給排水設備などの診断や、必要 に応じて詳細な耐震診断に要する費用の概算を提示 します。

- ※簡易耐震診断の受付は、耐震アドバイザー派遣を利用してから になります。
- ※構造図がない場合、診断できない可能性があります。
- ※申込みは、下記の特定非営利活動法人耐震総合安全機構【JASO】 に直接ご連絡ください。

耐震アドバイザー派遣の申込から 派遣、報告までの流れ

耐震アドバイザー派遣の申込

耐震アドバイザーからの連絡及び日程調整

耐震アドバイザー派遣の実施

耐震アドバイザーからの報告書の提出

2回目以降の申込は、右記の特定非営利活動法人 耐震総合安全機構【JASO】に直接で連絡ください。



写真提供:阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター



写真提供:(財)消防科学総合センター

特定非営利活動法人耐震総合安全機構【JASO】 〒112-0003 文京区春日2-10-15 志知ビル3階 TEL 03-5654-5765 FAX 03-5654-5766

《耐震診断、補強設計への助成》 申請期限:令和7年11月末

耐震診断、補強設計を行う場合、費用の一部を助成します。

■対象となる建築物 右記(1)~(3)のすべてに 該当すること

- (1)昭和56(1981)年5月31日以前に着工された建築物
- (2)構造が非木造(鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造)である建築物
- (3)以下のいずれかに該当する建築物
 - ・延べ面積の過半が住宅、共同住宅、寄宿舎または下宿であること
 - ・緊急輸送道路沿道で、建築物の高さが、前面道路中央から建築物までの距離を超えていること(33ページ参照)
 - ・特定建築物(20ページ下表参照)
 - ・要緊急安全確認大規模建築物(20ページ下表参照)

要緊急安全確認大規模建築物(20ページ下表参照)の補強設計を行う場合、助成金の加算があります。詳しい内容につきましては、防災都市づくり課(03-5273-3829)までお問い合わせください。

■対象者

【個人または法人の場合】

《住宅・マンション(20ページ参照)》所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または 所有者の承諾を得た助成対象建築物に居住する者

《住宅・マンション以外》所有者

※所有者が複数いる場合は、原則として全ての所有者の承諾を得てから申込を行ってください。

【**区分所有の場合**】管理組合の総会決議を得るか、持分の合計が過半となる共有者の 承諾を得ている者

要件

- (1)耐震診断、補強設計について新宿区が定めた指定機関※の評定を受けるもの
- ※補強設計の助成を受ける場合、あらかじめ耐震診断の評定を受けるか、総合評定(耐震診断及び補強設計の評定)を受けてください。ただし、総合評定の場合は、補強設計のみの助成金となります。
- (2)補強設計は、耐震診断の結果がIs値0.6未満相当(19ページ参照)であり、耐震性が不十分であると判断された建築物であること

※指定機関:(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター、(一財)日本建築防災協会、(一社)建築研究振興協会、(一社)東京都建築士事務所協会、(一財)ベターリビング、(一社)構造調査コンサルティング協会、日本ERI(株)、(株)東京建築検査機構、(一財)建築保全センター、(一社)日本建築構造技術者協会、(特非)耐震総合安全機構、(一財)日本建築センター、(株)都市居住評価センター、(株)確認サービス、アウェイ建築評価ネット(株)、ビューローベリタスジャパン(株)、ハウスプラス確認検査(株)、(公財)ロングライフビル推進協会、日本建築検査協会(株)、(株)グッドアイズ建築検査機構、(株)建築構造センター、(一社)耐震技術広域連携協議会

※耐震診断、補強設計の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。
※助成金の受付については、予算の範囲内に限ります。
※助成対象事業については、他の助成金等の交付を受けないものに限ります。

《助成金の額》助成金額の額は、下表に従い算出します。

| 助成内容 | 助成対象事業費 | 助成金の額 |
|------|--|---------------------------|
| 耐震診断 | 「実際に耐震診断に要する費用(消費税除く)」または「延べ面積×1㎡ 当たりの単価(下表参照)で算出した額」の <mark>低い方</mark> | 助成対象事業費×2/3 (上限額200万円) |
| 補強設計 | 「実際に補強設計に要する費用(消費税除く)」または「延べ面積×1㎡ 当たりの単価(下表参照)で算出した額」の <mark>低い方</mark> | 助成対象事業費×2/3 (上限額200万円) |

【1㎡当たりの単価】

| 一戸建ての住宅 | 1,000円/㎡ |
|--------------------------|----------|
| 一戸建ての住宅以外の建築物 | |
| 延べ面積1,000㎡以内の部分 | 2,000円/㎡ |
| 延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 | 1,500円/㎡ |
| 延べ面積2,000㎡を超える部分 | 1,000円/㎡ |

※評定に要する費用も助成金の対象となります。

※1,000円未満の端数は切り捨てになります。

※要緊急安全確認大規模建築の場合、別途加算があります。

「延べ面積×1㎡当たりの単価 | の算出例

●延べ面積2,500㎡の共同住宅の場合 1,000㎡×2,000円+1,000㎡×1,500円+ 500㎡×1,000円=400万円

《耐震改修工事への助成》 申請期限:令和7年10月末

「補強設計」に基づいて耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。

■対象となる建築物

右記(1)~(3)のすべてに 該当すること

■対象者



- (1)昭和56(1981)年5月31日以前に着工された建築物
- (2)構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物
- (3)次ページ上表の建築物の種類の欄のいずれかに該当する建築物

所有者等(18ページに記載されている対象者と同様)で、以下の要件に適 合すること

【個人の場合】申請者が、住民税を滞納していないこと

【法人の場合】「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活 動の調整に関する法律」第2条第2項各号の規定に該当する大企業者以外の者 【区分所有の場合】管理組合の総会決議を得るか、持分の合計が過半となる 共有者の承諾を得ていること(共有者に大企業者の法人がいる場合、分譲マンション以外の建築 物の耐震改修工事費助成金については、全体の専有面積に対する「全体の専有面積から大企業者の専有面 積を控除した面積の割合」を乗じて算出します。)

※所有者が複数人いる場合は、原則として全ての所有者の承諾を得てから申込を行ってください。

■要件

右記(1)~(5)のすべてに 該当すること

Is(構造耐震指標)とは

建築基準法で想定する大地震に対し、 建物が持つ耐震性(地震に対する安全 性)の評点をいい、各階ごとに算出します。

Is値0.6以上:倒壊し、崩壊する危 険性が低い。現在の基準同等の耐 震性能があると考えられています。

Is値0.3以上0.6未満:倒壊し、崩 壊する危険性がある。

Is値0.3未満:倒壊し、崩壊する危 険性が高い。

- (1)耐震診断の結果、構造耐震指標が0.6未満相当であること若しくは倒 壊の危険性があると判断されたものであり、耐震改修工事の結果、構 造耐震指標が0.6相当以上若しくは倒壊の危険性が低いと判断される 状態まで向上させること
- (2)新宿区が定めた指定機関(18ページ参照)において評定を受けた補強 設計に従って工事を行うものであること
- (3)建築物が建築基準法に基づく道路に突出していないこと、および無接 道でないこと
- (4)過去または現在において、新宿区から違反建築に係る是正指導等を受 けていないこと(是正指導等を受けている場合は、是正しているか、完 了実績報告までに是正すること)
- (5)緊急輸送道路沿道の建築物の場合、東京都耐震化工事中掲示物掲示 制度要綱(平成28年4月1日付27都市建企第1203号)第3条の規定 に基づく耐震化工事中掲示物☆が当該耐震改修工事中の現場に掲示さ れること(ただし、工事の安全上、環境上、日程上などの状況により掲示 が容易でない場合はこの限りでない)
- (6)段階的改修工事の場合、令和9年度末までに最終工事を完了すること
- (7)段階的改修工事の場合、Is値0.6相当以上となる最終工事までの工程表 及び各段階の工事にかかる補強設計の評定を取得すること

《留意事項》※耐震改修工事の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。

※助成金の受付については、予算の範囲内に限ります。

※助成対象事業について、他の助成金等の交付を受けないものに限ります。

※助成対象事業が複数年度にまたがる場合はスケジュール等を事前にご相談ください。

☆東京都耐震化 丁事中掲示物

耐震工事中

【耐震マークのお問い合わせ先】 東京都耐震マーク事務局 03 (5989) 1493

段階的改修工事(複数回に分けて耐震化を進める工事)を助成対象としています。詳しくはお問い合わせください。



《対象建築物と助成金の額》助成金の額は、下表に従い算出します。

耐震改修工事費は、「実際に耐震改修工事に要する費用(消費税除く)」または「延べ面積×1m当たりの単価 で算出した額」の低い方とします。

| | 建築物の種類 | 助成対象事業費 1㎡当たりの単価 Is値0.3以上相当/Is値0.3未満相当 | 助成金の額 | |
|-----------------------|--|--|--------------------------------|-------------------------|
| 住宅 | 延べ面積の過半が住宅、共同住宅、寄 して使用している建築物 | 宇宿舎または下宿と | 耐震改修工事費×23% 39,900円/39,900円 | 助成対象事業費 (上限額4,000万円) |
| マンション | ①共同住宅であること ②耐火・準耐火建築物であること ③延べ面積1,000㎡以上かつ地階 | | 耐震改修工事費×1/3 51,700円/56,900円 | 助成対象事業費 |
| | を除く階数が3以上であること 42以上の区分所有者が存すること | 生記①~③のすべて に該当する建築物 分譲マンション以外) | 耐震改修工事費×23% 51,700円/56,900円 | (上限額4,000万円) |
| 特定建築物等 | 下記《特定建築物・要緊急安全確認フ 途一覧》のいずれかに該当する建築物 | | 耐震改修工事費×23% 57,000円/62,700円 | 助成対象事業費 (上限額1,000万円) |
| 防災上特に 重要な特定 建築物 | 特定建築物のうち、災害時救急・医療? る病院、一次避難所となることが想定さ | | 耐震改修工事費×23% 57,000円/62,700円 | 助成対象事業費 |
| | 下記①~③のすべてに該当する建築物 ①緊急輸送道路沿道であること | 住宅 | 耐震改修工事費 39,900円/39,900円 | |
| 緊急輸送道路 沿道の建築物 | (33ページ参照) ②耐火・準耐火建築物であること ③建築物の高さが、前面道路中央から | マンション | 耐震改修工事費 51,700円/56,900円 | 助成対象事業費×5/6 (上限額1億円) |
| | 建築物までの距離を超えていること (33ページ下図参照) | 住宅・マンション 以外の建築物 | 耐震改修工事費 57,000円/62,700円 | |

[※]免震工法等の特殊工法の場合、1㎡当たりの単価はIs値0.3以上相当・Is値0.3未満相当ともにマンションは86,400円、住宅・マンション以外は93,300円となります。 ※1,000円未満の端数は切り捨てになります。

占有者がいる緊急輸送道路沿道建築物の場合の加算については、22ページをご覧ください。

緊急輸送道路沿道建築物を除く要緊急安全確認大規模建築物(下表参照)の耐震改修工事を行う場合、別途助成金の加算が受けられることがあります。詳しい内容につきましては、防災都市づくり課(03-5273-3829)までお問い合わせください。

《特定建築物・要緊急安全確認大規模建築物の用途一覧》

| | 用途 | 特定既存耐震不適格建築物 | 要緊急安全確認大規模建築物 | |
|---|--|---------------------------------|---|--|
| 1 | 体育館(一般公共の用に供されるもの) | 1階以上かつ1,000㎡以上 | 1階以上かつ5,000㎡以上 | |
| 2 | 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所 | 2階以上かつ500㎡以上 | 2階以上かつ1,500㎡以上 | |
| 3 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の 前期課程又は特別支援学校 | 2階以上かつ1,000㎡以上 | 2階以上かつ3,000㎡以上 | |
| 4 | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉 センター、老人ホーム、福祉ホーム等に類するもの | 之陷以上が 21,000m以上 | 2階以上かつ5,000㎡以上 | |
| | 病院、診療所 | | | |
| | ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設 | | | |
| | 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場 | | | |
| | 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗 | | | |
| | ホテル、旅館 | | | |
| 5 | 博物館、美術館、図書館 | | 3階以上かつ5,000㎡以上 | |
| | 遊技場、公衆浴場 | | | |
| | 飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの | 3階以上かつ1,000㎡以上 | | |
| | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗 | | | |
| | 車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、 自動車車庫等自動車の停留又は駐車のための施設 | | | |
| | 3以外の学校 | | | |
| 6 | 事務所 | | <u></u> | |
| 0 | 工場(危険物の貯蔵場又は処理場を除く) | | | |
| | 卸売市場 | | | |
| 7 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 一定の数量以上の危険物を貯 蔵し、処理するすべての建築物 | 一定の数量以上の危険物を貯蔵し、処理する建築物のうち、1階以上かつ5,000㎡以上 | |

主な耐震改修工法の例

枠付き鉄骨ブレース補強 工法名称

- ●工法概要/既存建物の柱・梁フレーム内に枠付き鉄骨ブレースを挿入する
- ●ねら い/強度の向上
- 期/一構面30日程度(躯体工事のみ、仕上げ除く)

コンクリート部材より軽いため、補強部 材による重量増加を避けたい場合や、 開口部が必要な場合に適します。





RC造壁増設 工法名称

- ●工法概要/既存建物の柱・梁フレーム内に鉄筋コンクリート(RC)造壁を新設する
- ●ねら い/強度の向上
- 期/一構面30日程度(躯体工事のみ、仕上げ除く)



開口部等が不要な共用 部分で用いられることが 多いです。





施工後

施工前

外付けフレーム補強 工法名称

- ●工法概要/既存建物の柱・梁フレームの外側に新たにフレームを設ける
- ●ねら い/強度の向上
- 期/8階建SRC造共同住宅を施工する場合で、概ね5ヶ月(但し、杭の有無等に より工期が伸びる場合がある)



敷地に余裕が必要 です。場合によっては、 杭の新設が必要と なります。



鉄骨ブレース補強



フレーム架構補強

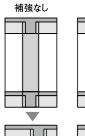
鋼板巻き立て補強 工法名称

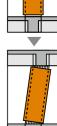
- ●工法概要/既存建物の柱に鉄骨を巻きたてて、耐震性能を向上させる
- ●ねら い/靭性能の向上
- 板 の 場 合:柱1本2週間程度

R C の 場 合:柱1本30日程度 炭素繊維シートの場合:柱1本10日程度

> 壁の付いていない柱に用いられ ることが多いです。他に炭素繊維 シートを巻く工法などもあります。







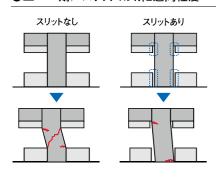
補強あり

T法名称 スリットの新設

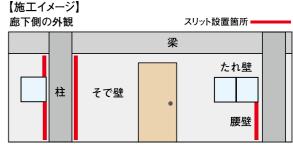
- ●工法概要/柱と壁等の間に細い切り込み(スリット)を設けて、地震の 揺れによる損傷を防ぐ
- ●ね ら い/変形能力の向上
- ●工 期/スリット1か所2週間程度

室内に影響がでない切り込み方法もあるため、工事中の居住者の負担を抑えることができます。 袖壁や腰壁がついている柱の破壊を防ぐことができます。









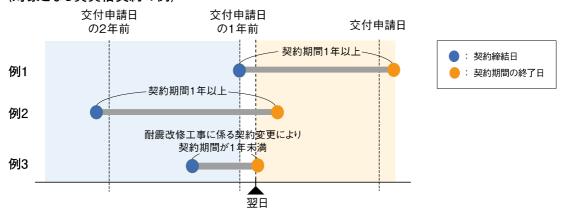
占有者がいる緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事費助成への加算

耐震改修工事を行う緊急輸送道路沿道建築物に占有者*1がいる場合、下表の額を加算します。

| 加算の基礎となる額 | 加算額 |
|---|--|
| ア 賃貸住宅の場合 12万円/住戸 イ 賃貸住宅以外(貸店舗等)の場合 [1]占有面積が100㎡未満の場合 :36万円/契約 [2]占有面積が100㎡以上200㎡未満の場合:72万円/契約 [3]占有面積が200㎡以上500㎡未満の場合:144万円/契約 [4]占有面積が500㎡以上の場合 :360万円/契約 | (ア)~(ウ)のいずれかの低い額 (ア)加算の基礎となる額 (イ)2ヵ月分の賃料(消費税除く)*2の合計×2/3 (ウ)耐震改修工事の助成対象事業費×1/15 |

- ※1 占有者とは、現建築物所有者(区分所有者を含む。)との賃貸借契約※3に基づき、建築物を占有している者(所有者と生計を一にしている者を除く)
- ※2 賃料(消費税除く)に共益費や管理費等は含みません。※1,000円未満の端数は切り捨てになります。
- ※3 対象となる賃貸借契約とは①~③のすべてに該当する賃貸借契約
 - ①交付申請日より1年以上前に締結されているもの
 - ②交付申請日の1年前の翌日以後に契約期間が終了するもの
 - ③契約期間が1年以上であるもの(耐震改修工事に係る契約変更により、契約期間が1年未満となるものも対象に含む)

〈対象となる賃貸借契約の例〉



〈建築物概要〉●用途:店舗、事務所、住宅 ●延べ面積:2,100㎡ ●助成対象事業費:6,000万円

●賃貸契約 店 舗:1階コンビニ(150㎡) 月額賃料50万円(消費税除く) 事務所:2, 3階事務所(600㎡) 月額賃料200万円(消費税除く) 住 宅:賃貸10戸(8万円/戸) 月額賃料80万円(消費税除く)

〈加算額の算定〉(ア)加算の基礎となる額の合計

店舗72万円+事務所360万円+住宅12万円×10戸=552万円

- (イ)2ヵ月分の賃料(消費税除く)の合計×2/3
 - (店舗 50万円×2+事務所200万円×2+住宅80万円×2)×2/3=440万円
- (ウ)助成対象事業費×1/15
 - 6,000万円×1/15=400万円 ⇒ 加算額 400万円



エレベーター防災対策改修への助成

既設エレベーターの防災対策改修に係る工事費の一部を助成する制度です。

※令和7年4月に、助成対象建築物、助成対象者及び助成金額の一部を拡充しました。

■対象となる建築物



- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第 2条第18号に規定する特定建築物
- ・耐火建築物又は準耐火建築物であって地階を除く階数が3以上の建築物
- ②次のいずれかに該当する建築物
 - ・昭和56(1981)年6月1日以降に着工し、検査済証が交付されている建築物
 - ・耐震診断により構造耐震指標が0.6以上であることを確認した建築物
 - ・耐震改修により構造耐震指標がO.6以上を確保した建築物
- ③長期修繕計画又は維持保全計画を作成された建築物であり、かつ、その中でエレベー ターを修繕項目として設定している建築物
- ④新宿区から違反建築に係る是正指導等を受けていない建築物(是正指導をうけている 場合は、是正指導等に従って是正していること)



■対象者

【個人の場合】

区市町村民税を滞納していない者



【法人の場合】

「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法 律」第2条第2項各号の規定に該当する大企業者以外の者

【区分所有者の場合】

管理組合の総会決議によって選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承 諾を得た者

■要件

次の防災対策のうち、いずれか1つ以上を行う改修工事であること

- ・主要機器の耐震補強(2014年耐震基準)
- ・戸開走行保護装置の設置
- ・地震時管制運転装置の設置
- ・リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能の設置(実施する場合にあっては 対象とするエレベーターに係る工事の完了時に、エレベーターの防災対策改修がす べて実施されていること)

■助成金の額

| 防災対策改修工事の区分 | 助成金算出方法 | 助成金上限額 | |
|--------------------------------|---------|------------|--|
| 主要機器の耐震補強 | | | |
| 戸開走行保護装置の設置 | 助成対象事業費 | | |
| 地震時管制運転装置の設置 | × 2/3 | 3,000,000円 | |
| リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転 機能の設置 | 2/3 | | |

- ※防災対策改修工事費に消費税は含めません。
- ※1,000円未満の端数は切り捨てになります。
- ※複数の項目を実施する場合、助成額は区分ごとに算出した金額の合計となります。



■その他

- ●工事契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。
- ●助成金額や、要件の詳細につきましては問い合わせ先までご相談ください。

【お問い合わせ先】 新宿区都市計画部建築指導課指導係

家具転倒防止器具取付け事業 家具類の転倒・落下・移動防止対策をしましょう

近年は、全国各地で大地震が数多く発生しています。東京においても、直下型の大地震がいつ起きて もおかしくないと言われています。大地震が発生した時大切な命を守るために、家具類の転倒等防止対 策に取り組みましょう。

地震による負傷原因

近年発生した地震でけがをした原因の約30~50 %が、家具類の転倒・落下・移動によるものでした(※1)。

首都直下地震が発生した場合、新宿区は最大で震度 6弱から6強の揺れに襲われると予測されています。

震度6強では立っていることができず、固定してい ない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなり ます。特に、ビルやマンションの高層階では、長周期地 震動(*2)によりゆらゆらと長い時間揺れが続く可能性 があり、家具の転倒・落下・移動による被害が大きくな る可能性があります。家の中に危険な箇所がないかチ エックして、日頃から地震に備えましょう。



出典:神戸市HP 阪神・淡路大震災「1.17の記録」

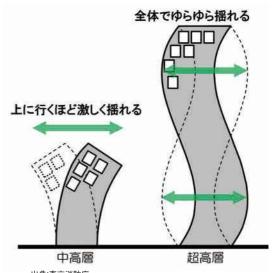
※1 出典:東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック(令和4年度版) | ※2 長周期地震動:ここでいう「周期」とは、揺れが1往復するのにかかる時間のことで、「長周期地震動」とは、比較的規模の大きな地震で生じるゆっくりとした大きな揺れのことです。

■首都直下地震の新宿区内被害想定(最大)

新宿区内の9割が震度6弱の揺れ



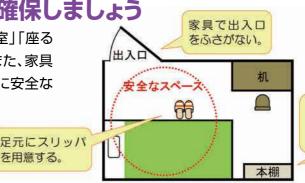
■長周期地震動により想定される揺れ



出典:東京消防庁 「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック(令和4年度版)」

家の中に安全なスペースを確保しましょう

避難通路となる「出入口付近・通路」や「寝室」「座る 場所 | には、物を置かないようにしましょう。また、家具 類の転倒・落下・移動防止対策を行い、家の中に安全な スペースを確保しましょう。

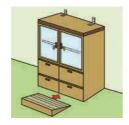


ベッドに家具類 が倒れてこない 配置をする。

を用意する。

■転倒防止対策

- ●家具類は、金具・ベルト・ つっぱり棒・転倒防止板 などを使って固定する。
- ●二段式の家具は、上下を 連結させる。
- ●重いものは下段に収納 して、家具を倒れにくく する。



〈転倒防止板〉

●家具を壁から3㎝程度離して転倒防止板を差込み、上部を壁につけ傾斜させる。



〈つっぱり棒〉

- ●転倒防止板を併用すると効果が高い。
- ●家具の両端、壁側に 設置する。
- ※家具と天井に十分な 強度が必要です。





〈ベルト式・金具類〉

- ●壁にねじ止めで固定する。
- ●二段重ねの家具類は、上下を連結する。
- ※家具と壁面に十分な強度が必要です。

器具の効果

■落下防止対策

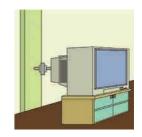
- ●家具の上には、できるだけ物を置かないようにし、置く場合は、 滑り止め防止マットを取付ける。
- ●窓や食器棚のガラス面には、飛散防止フィルムを貼る。
- ●観音開きの食器戸棚などには、止め金具やチェーンなどを取付けて飛出し防止をする。
- ●吊り下げ式照明器具などは、ワイヤー固定などで揺れを防止する。





■移動対策

- ●テレビはできるだけ低い位置に置き、ベルト式や粘着マットで固定する。
- ●キャスター付きの家具類は、キャスターロックをするかキャスター受けの下皿を置く。 また、使用しない時は、ベルトで壁に固定する。
- ●ベッドやテーブルなどは、脚に滑り止め防止マットを取付ける。



《日頃の備えを忘れずに》

■防災用品のあっせん

各種防災用品のあっせんを行っています。

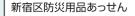
●品目

家具転倒防止器具、 簡易トイレ、避難用品、 飲料水、非常食等



●申込方法

特別出張所・危機管理課・防災センターで配布しているパンフレット折込みの申込書で指定業者に直接お申し込みください。新宿区ホームページでもご案内しています。



○検索



■消火器のあっせん

新宿区内の一般家庭と事業所を対象に、消火器の購入・廃棄・ 薬剤の詰め替えについて、区と協定を結んだ業者をあっせんしています。

●申込方法

案内チラシは、特別出張所・

危機管理課・防災センターで配布のほか、新 宿区公式ホームページでご案内しています。 直接業者へお申し込みください。

新宿区消火器あっせん

○検索



家具転倒防止器具取付け事業

新宿区では、区在住者を対象に「家具転倒防止器具取付け事業」を行っています。



※器具代は利用者負担です

ステップ 1 申請

郵便又はFAXで危機管理課へ申請書を提出。毎月 25日乄切。

申請書は危機管理課、特別出張所で配布のほか新宿 区ホームページからダウンロードすることができます。 メ切の翌月5日頃までに、新宿区から決定通知書を お送りします。

お金がかかりそうで 心配。

専門業者が無料で取付 けます。器具代だけご負 担ください。





自分でも取付けられ

専門業者がお宅に伺い、 器具についての相談と、 取付けをします。



ステップ2 日程調整

どんな器具を付けた

らいいの?

訪問日程を決めるために、業者からお電話します。

るけど…?

天井や壁に強度が必要な場 合や、正しく設置しないと効果 を発揮しない場合があります。



ステップ 4 取付け

業者が器具の取付けに伺います。

費用は直接業者にお支払いください。



ステップ3 事前調査

業者が事前調査に伺います。 器具、取付け方法、費用などの確認をします。

■対象者

新宿区に住んでいる方 ※取付けは住宅部分に限ります。

■対象となる家具

タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ ※新宿区指定の器具で取付け可能な家具に限ります。

■費用

- ●器具は利用者負担です。取付け業者から購入するかご自身で準備してください。 利用者が準備した器具の場合は、取付け可能か事前に確認させていただきます。
- ●補助工事が必要な場合の費用は、利用者負担です。
- ★事前調査費と取付け費は、新宿区が負担します。取付け点数の制限はありません。

【次の方は器具5点までが無料になります(無料は1回のみ)】

(1)災害時要援護者名簿登録者 災害時の避難等に支援を必要とする方を把握するため、

本人の申し出により作成しています。詳しくはお問い合わ

せください。

(2)生活保護世帯の方

申請時に保護受給証明書が必要です。

■その他

- (1)賃貸住宅の方は、家主や住宅の管理者に事前に承認を得ておいてください。
- (2)住所・氏名・電話番号などの情報は、取付け業者に提供します。
- (3)取付けは、申請年度の3月末日までに完了してください。

お申込み・

新宿区危機管理担当部危機管理課危機管理係 【お問い合わせ先】電話03-5273-4592 FAX03-3209-4069

新宿区家具転倒防止





擁壁・がけの安全化対策

新宿区内には高さ1.5m以上の擁壁・がけが数多く存在しています。また、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき土砂災害警戒区域(54箇所)及び土砂災害特別警戒区域(33箇所)が指定されています。

大雨や地震などによるがけ崩れを未然に防ぐため、日頃からの点検や適切な維持管理をお願いします。



東日本大震災で崩壊した新宿区内の擁壁

このような状態の擁壁・がけは危険です!!

擁壁・がけのチェックポイント

- ①がけの上部や擁壁のすき間から水がしみだしている
- ②樹木の根やツタが内側から擁壁を押している
- ③斜面や擁壁が膨らんできている
- ④ 亀裂が増えたり広がったりしてきている
- ⑤水抜き穴が無かったりふさがったりしている
- ⑥周囲の地面がでこぼこしてきている



擁壁がけの安全化対策に向けた支援を行っています!

新宿区では、高さ1.5m以上の擁壁・がけや、土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)内の安全化に向けた支援事業を行っています。



擁壁·がけの安全化対策の方法や、 おおよその工事費をを知りたい



専門技術者を派遣し、 調査・提案を行います! (P.29)



擁壁・がけの安全化対策工事を 行いたい



安全化対策工事費の 一部を<mark>助成</mark>します! (P.30)

《専門技術者派遣》

擁壁・がけの安全化に向けた無料の専門技術者派遣を行っています。

擁壁コンサルタント派遣

高さ1.5m以上の擁壁・がけについて、安全な擁壁の築造(新設又は造り替え)を検討する方へ、築造計画案の提案等を 行うコンサルタントを派遣します。

■対象となる擁壁等

高さが1.5m以上の擁壁·がけ

■対象者

【個人・法人の場合】▶所有者、所有者の承諾を得て擁壁の築造工事を検討している者 【区分所有の場合】▶集会の決議により選任された者又は持ち分の合計が過半となる共 有者の承諾を得た者

〈報告書記載内容〉

- ①現地調査の結果
- ②所有者等へのヒアリング結果
- ③築造工事の施工にあたっての問題点
- ④築造計画案の提案
- ⑤概算工事費の算出(直接工事費のみ)



土砂災害アドバイザー派遣

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域等について、安全化対策の提案等を行うアドバイザーを派遣します。



(新宿区がけ・擁壁 ハザードマップ)

■対象区域

土砂災害防止法に基づき、東京都知事が指定した土砂災害警戒区域等詳しくは、新宿区ホームページ(右記QRコード)をご覧ください 【URL】https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kenchikuc01_001009.html

■対象者

新宿区内の土砂災害警戒区域等に土地・建物を所有する個人若しくは法人、または所有者の承諾を得た者等

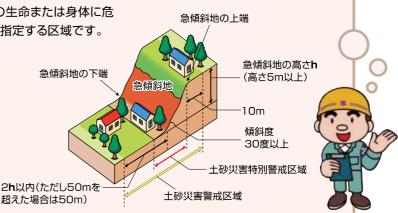
土砂災害警戒区域等ほういて

土砂災害(がけ崩れ)が発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがある区域として、東京都知事が指定する区域です。

土砂災害警戒区域【区内54箇所】

土砂災害発生時、住民に危害が生じるおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域【区内33箇所】 土砂災害発生時、建物に損壊が生じ住民 に著しい危害が生じるおそれがある区域



《擁壁・がけの安全化対策工事費への助成》

| 擁壁の築造工事(新設・造り替え)及び土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工 事に係る費用の一部を助成します。

※令和7年4月に、助成対象者及び助成金額の一部を拡充しました。

築造工事費助成

■対象となる 癖壁等

高さ1.5m以上で工事前の状態が空積み擁壁、継ぎ足し擁壁、劣 化・変形等が著しい擁壁等

■対象者

【個人の場合】▶擁壁等の所有者、所有者の承諾を得て擁壁築造 工事を行う当該所有者の親族又は借地権者

> ※擁壁等を複数で共有する場合は、共有者全員の同意により 管理者として選任された者

【法人の場合】「中小企業の事業活動の機会の確保のための大 企業者の事業活動の調整に関する法律1第2条第 2項各号の規定に該当する大企業者以外の者

【区分所有の場合】▶集会の決議により選任された者又は持ち分 の合計が過半となる共有者の承諾を得た者

■対象となる 工事

びに東京都建築安全条例に定める基準に適合する擁壁築造工事

建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法及び都市計画法並

助成金額は、予算の範囲内において助成対象工事費の2/3又は1/3とし、施工後の擁壁高さに応 じて下記の金額を上限とします。

| | 助成率 | 上限額 |
|------------|--------------|---------|
| 土砂災害警戒区域等内 | 助成対象工事費の2/3 | 3,500万円 |
| 土砂災害警戒区域等外 | 奶风刈豕工争其0/2/3 | 1,500万円 |

※工事契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。

【助成対象となる

土砂災害対策工事の例】

コンクリート

【助成対象となる築造工事例】

L型などの断面形状のコンクリー

ト擁壁を設置することにより土圧

コンクリート

パネル

〈鉄筋コンクリート造擁壁〉

を支える方法

コンクリート

〈自立擁壁〉

地面に垂直に立 てた鋼管杭にコ

ンクリート製パ

ネルをはめるこ

とで土圧を支え る方法

细管抗

地盤改良体

水抜穴

■助成金額

※本事業以外の同種 の助成事業との併 用はできません。

- ※助成は、同一の敷 地について原則、1 回を限度とします。
- ※その他詳細は新宿 区ホームページ(下 記QRコード)をご覧 いただくか、建築指 遵課までお問い合 わせください。

土砂災害対策工事費助成

■対象となる 擁壁等

土砂災害警戒区域等内に存する擁壁・がけ

■対象者

築造工事費助成の対象者又は土砂災害対策工事を行う土砂災 害警戒区域等内の土地所有者

■対象となる 工事

土砂災害特別警戒区域の全部又は一部の区域の指定解除が見 込まれる工事

※申請前及び完了時に東京都との協議が必要です。

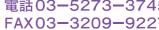
■助成金額

助成対象工事費の2/3(上限額1,200万円)

※工事契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。

電話03-5273-3745 FAX03-3209-9227





塀の安全対策

《ブロック塀等へのアドバイザー派遣》

申請期限: 令和8年1月末



耐震性が特に十分でない塀の除去を検討されている所有者へ、専門アドバイザーを派遣します。

■対象となる塀

道路沿い等に接して設けられた下記(1)~(4)のいずれかに該当するブロック塀等

- (1)高さが2.2m以上であること
- (2)高さが2m以上で厚みが15cm未満であること
- (3)高さが1.5m以上の石積み塀
- (4)その他、擁壁上部の塀や、劣化損傷の著しい塀等
- ※詳しい条件はお問合せください。

■対象者

【個人または法人の場合】▶所有者、所有者の承諾を得た者

※複数の所有者がブロック塀等を共有している場合は、共有者全員の同意を得た者

【区分所有の場合】▶管理組合の代表者か、持分の合計が過半となる共有者の承諾を得ている者

〈留意事項〉※建替えや建築物の除去を伴わないもの

※過去にブロック塀等の除去への助成を受けていないもの

【お問い合わせ先】 新宿区都市計画部建築調整課 電話03-5273-3107 FAX03-3209-9227

《接道部緑化への助成》

道路に面している場所で生け垣・植樹帯を新設する場合、ブロック塀等を撤去して生け垣・植樹帯を設置する場合の費用の一部を助成します。

| 種別 | 助成の要件 助成都 | | | 上限額 | |
|----------|--------------|--|-------------|---------------------|--|
| 生け垣 | 長さが 2m以上 | 高さ1m以上1.5m未満の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に列植されているもの | 1m当り17,000円 | | |
| | | 高さ1.5m以上の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に列植されているもの | 1m当り21,000円 | | |
| 植樹帯 | 長さが 2m以上 | 高さ0.3m以上の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に植栽され、かつ、高さ1m以上の樹木が、長さ2mにつき1本以上の割合で植栽されているもの | 1m当り7,000円 | 40万円 | |
| | | 高さ0.3m以上の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に植栽され、かつ、高さ3m以上の樹木が、長さ4mにつき1本以上の割合で植栽されているもの | 1m当り14,000円 | | |
| ブロック塀等撤去 | 高さが 1 m以上 | 万年塀の撤去(緑化する長さと同じ長さまで) | 1㎡当り6,000円 | 40 - III | |
| | | ブロック塀や大谷石塀の撤去(緑化する長さと同じ長さまで) | 1㎡当り12,000円 | 40万円 | |

- ※長さ1m未満の端数は切り捨てになります。
- ※ブロック塀等の撤去や生け垣等の新設工事の着手前に区職員の現地調査及び助成金の申請手続きが必要です。
- ※詳しい条件等はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 新宿区みどり土木部みどり公園課みどりの係 電話03-5273-3924 FAX03-3209-5595



《ブロック塀等の除去への助成》

申請様式はこちら



地震の際に倒壊して歩行者などを傷つける可能性がある塀の除去に対する助成制度です。

■対象となる塀 右記(1)~(3)のすべ てに該当すること

- (1)一般の交通の用に供する道(行き止まり通路の場合、その道に面した敷地の出入り口が2以 上あるもの)に沿って設けられている、コンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀などである こと
- (2)高さが1m以上であること
- (3)安全な状態にあると認められないこと

■対象者

【個人または法人の場合】▶所有者、所有者の承諾を得た者

※複数の所有者がブロック塀等を共有している場合は、共有者全員の同意を得た者

【区分所有の場合】▶管理組合の総会決議を得るか、共有持分の過半の承諾を得ている者

■要件 右記(1)・(2)のいず れも該当すること

- (1)敷地内全ての助成対象となるブロック塀等(道路突出部分、特に危険と認められる門柱含む。 土留め機能を有する部分を除く。)を除去すること
- (2)道に沿って新たにブロック塀等を設ける場合は、「建築基準法関連法令 |を遵守(道路突出 の是正等)し、かつ、道側からの高さを60cm以下(土留め・基礎等含む)とすること

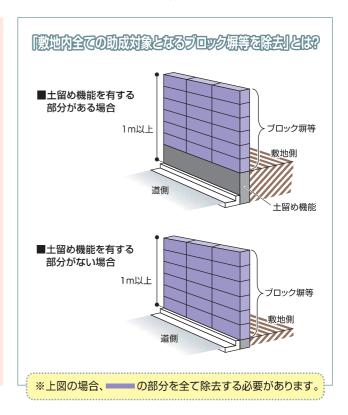
- 〈留意事項〉※助成金の受付については、予算の範囲内に限ります。
 - ※助成対象事業について、他の助成金の交付を受けないものに限ります。
 - ※同一内容の助成は1度限りとなります。
 - ※ブロック塀等の除去の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。

《助成金の額》

| 塀の種別 | 1㎡当たりの単価 | 助成金の額 |
|--------------|----------|---|
| 万年塀 | 6,000円 | 「実際に工事に要する費用(消費税除く)」または「助成の対象となる |
| ブロック塀、大谷石塀など | 12,000円 | ブロック塀等の除去面積(㎡)×1㎡当たりの単価で算出した額」の <mark>低い方</mark> (上限額40万円) |

※1,000円未満の端数は切り捨てになります。

| | 隣地境界線上の 塀は助成対象外 / | 隣地B | 出入口 | 隣地C |
|--------------|--------------------------------|----------------|---------------------|-------------|
| 隣地A — — — | 門扉は助 | 成対象外 | 出 八 大き止まり通路 一 一 | 隣地 D |
| | 現況の道路形態 「二項道路 建築基準法上の道路均 | | 2m | 出入口 |
| 〈現況 | の幅が4m未満の道路(いわ | _▼ ゆる「二項道路」 | ▼)に接する∮ | |



【お問い合わせ先】 新宿区都市計画部防災都市づくり課 電話03-5273-3829 FAX03-3209-9227

《耐震性が特に十分でない塀の除却への助成》

申請期限: 令和8年1月末



ブロック塀等の除去に関するホームページはこちら

■対象となる塀 右記(1)~(2)の すべてに該当する こと

- (1)一般の交通の用に供する道に沿って設けられている、ブロック 塀等
- (2)区が調査した結果、以下のいずれかに該当すること
 - ①高さが2.2m以上であること
 - ②高さが2m以上で厚みが15cm未満であること
 - ③高さが1.5m以上の石積み塀
 - ④その他、擁壁上部の塀や、劣化損傷の著しい塀等
- ※詳しい条件等は建築調整課(03-5273-3107)にお問合せください。

■要件 右記(1)·(2)の いずれも該当す ること

- (1)敷地内の助成対象となるブロック塀等(道路突出部分、特に危険と認められる門柱含む。土留め機能を有する部分を除く。)を全て、または下記のいずれかの部分除去を行うこと。
 - ・耐震性が特に十分でない塀のうち道側からの高さ60cmを超える部分を除去するもの
 - ・敷地が2つ以上の道に面する場合、耐震性が特に十分でない塀のみ全て除去するもの
 - ・構造が異なるブロック塀等がある場合、耐震性が特に十分でない塀のみ全て除去するもの
- (2)道に沿って新たにブロック塀等を設ける場合は、「建築基準法関連法令」を遵守(道路突出の 是正等)し、かつ、道側からの高さを60cm以下(土留め・基礎等含む)とすること
- ※更地化や建替えを伴わないものに限ります

〈留意事項〉31ページをご覧ください。

《助成金の額》 助成金の額は下記の区分に従い算出します。

※助成対象工事費は、「実際に工事に要する費用(消費税除く)」または「助成対象となる耐震性が特に十分でない塀」の除去面積(㎡) ×1㎡当たりの単価で算出した額」の低い方とします。ただし、除去面積が10㎡以下の場合は、実際に工事に要する費用(消費税除く) になります。(上限有)

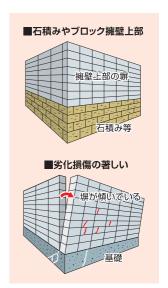
- ※足場加算は、塀を撤去するにあたり足場を設置する場合に限ります。
- ※部分除去で残った塀の除去の申請は複数回可能です。

| 1㎡当たりの単価 | | | 助成金の額 | |
|----------|----------------|---|---|--|
| 全て除去 | 除去面積が 10㎡超え | 26,000円 (耐震性が特に十分でない塀以外は 万年塀6,000円、他の塀12,000円) | 助成対象工事費 +足場加算2,500円/㎡×架面積(㎡) (上限額100万円) | |
| | 除去面積が 10㎡以下 | | 助成対象工事費 (上限額26万円) +足場加算2,500円/㎡×架面積(㎡) | |
| 部分除去 | 除去面積が 10㎡超え | <mark>26,000円</mark> (耐震性が特に十分でない塀以外は 万年塀6,000円、他の塀12,000円) | 助成対象工事費 ×1/2 +足場加算2,500円/㎡×架面積(㎡) (上限額50万円) | |
| | 除去面積が 10㎡以下 | | 助成対象工事費×1/2 <mark>(上限額13万円)</mark> +足場加算2,500円/㎡×架面積(㎡) | |

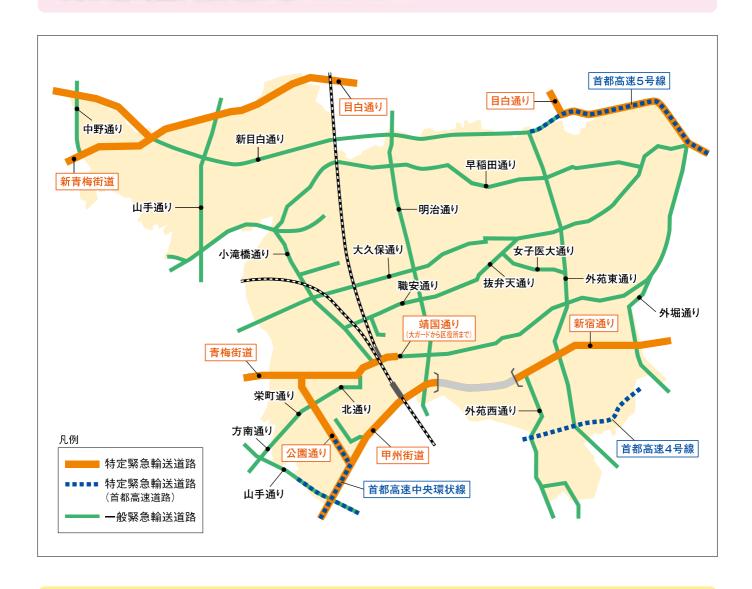
【耐震性が特に十分でない塀の対象についてのお問い合わせ先】 新宿区都市計画部建築調整課 電話03-5273-3107 FAX03-3209-9227

【補助金についてのお問い合せ先】

新宿区都市計画部防災都市づくり課 電話03-5273-3829 FAX03-3209-9227



緊急輸送道路マップ



■特定緊急輸送道路沿道建築物の助成制度

本パンフレットに記載されている助成金とは別に、特定緊急輸送道路沿道の建築物に対する助成を行っています。詳しくは下記QRコードからホームページをご覧いただくか、防災都市づくり課までお問い合わせください。

〈緊急輸送道路沿道の建築物〉

【対象となる建築物】

- ●昭和56(1981)年5月31日以前に着工されたもの
- ●鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 のものであること
- ●敷地が特定緊急輸送道路(※1)に接するもの
- ●建築物の高さが、特定緊急輸送道路の中心 から建築物までの距離より高いもの

※1:特定緊急輸送道路については、上図をご覧ください。



建築物の高さが、前面道路中央から

■一般緊急輸送道路沿道建築物の助成制度

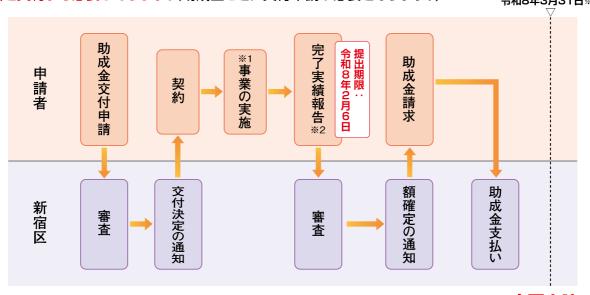
17~22ページをご覧ください



手続きの流れり

る

助成金に関わる手続きの流れ



- ※1 交付決定後、現地調査の結果等により交付申請の内容に変更が生じる場合は、**変更申請**が必要です。速やかに区に報告してください。
- ※2 非木造で全体設計申請した耐震改修工事以外は、交付申請した年度内に事業を完了する必要があります。
- ※3 原則、令和8年3月31日までに、助成金支払いができることが助成の条件です。

委匪払い制度のご案が



この制度は、申請者から委任を受けた業者に対し、新宿区から直接助成金を支払う仕組みです。この制度により、申請者は自己負担分のみで事業を実施することができます。

- ※一旦、申請者が業者へ全額支払った後、新宿区から申請者へ助成金を支払 うこともできます。
- ※委任払いを利用する場合には、契約前に業者と相談してください。



所得税・固定資産税・都市計画税の減免措置について

家屋の耐震改修を行った場合、所得税額の特別控除および固定資産税・都市計画税の減免措置が受けられる場合があります。

新宿区の事業を利用して耐震改修工事を行った場合は、控除等の手続きに必要となる住宅耐震改修証明書を区が発行します。減免措置について、詳しくは下記へお問い合わせください。

〈所得税〉 ……

新宿税務署/所在地:新宿区北新宿1-19-3 電話:03-6757-7776 四谷税務署/所在地:新宿区四谷三栄町7-7 電話:03-3359-4451

〈固定資産税・都市計画税〉………

新宿都税事務所固定資産税班/所在地:新宿区西新宿7-5-8 電話:03-3369-7162(直通)

●お問い合わせ先一覧●

| 建築物・住まいに関する | 5事業等 |
|-------------------------------------|---|
| ■不燃化建替促進事業 | 木造住宅密集地域等のうち、特に不燃化を促進すべき区域や災害に強いまちづくりを推進している地域を対象に、木造住宅を準耐火建築物等にする不燃化建替え工事や除去工事に対し助成します。 [お問い合わせ先]新宿区都市計画部防災都市づくり課 電話03-5273-3829 FAX03-3209-9227 |
| ■新宿区マンション管理 相談及びマンション管 理相談員派遣 | 新宿区内にある分譲マンションの管理組合や区内賃貸マンションの所有者などを対象に管理組合の運営や建物の維持管理などについて、相談を承ります。また、専門家の派遣も行います。(いずれも無料。)詳しくはホームページをご覧ください。 [お問い合わせ先]新宿区都市計画部住宅課居住支援係 電話03-5273-3567 FAX03-3204-2386 |
| ■住宅修繕工事等業者 のあっ旋 | 新宿区内の住宅の増改築・修繕等を行う場合、新宿区が窓口となり「新宿区住宅リフォーム協議会」を通じて工務店等をご紹介します。依頼に適した工務店や大工さんが直接お宅にお伺いし、工事内容の相談・見積りから契約・施工まで一貫して行います。 [お問い合わせ先]新宿区都市計画部住宅課居住支援係 電話03-5273-3567 FAX03-3204-2386 |
| ■マンション防災アド バイザーの派遣 | 専門知識を持つアドバイザーをマンション管理組合等に派遣し、マンションでの防災対策などについてアドバイスします。 [お問い合わせ先]新宿区危機管理担当部危機管理課地域防災係 電話03-5273-3874 FAX03-3209-4069 |
| ■感震ブレーカー設置 費用の助成 | 大規模地震発生時、電気に起因する火災の発生を防止するため、新宿区内に住宅を有する方、または新築する方を対象に感震ブレーカー設置費用の助成を行っています。 [お問い合わせ先]新宿区危機管理担当部危機管理課危機管理係 電話03-5273-4592 FAX03-3209-4069 |
| ■アスベスト対策費の 助成等 | アスベスト対策を行う建築物の所有者等に対し、吹付けアスベスト調査員の派遣及び含有調査費・除去等工事費の助成をしています。詳しい事業内容については、下記までお問い合わせ下さい。 [お問い合わせ先]新宿区都市計画部建築調整課 電話03-5273-3544 FAX03-3209-9227 |
| ■省エネルギー及び創エネ ルギー機器等導入補助 | 省エネルギー及び創エネルギー機器等を導入する区民・中小企業者・管理組合等に、導入費用の一部を補助しています。 [お問い合わせ先]新宿区環境清掃部環境対策課脱炭素事業係 電話03-5273-4111(補助金専用ダイヤル) FAX03-5273-4070 |
| その他 | |
| ■建築基準法上の道路 の確認 | 建築基準法に基づく道路や細街路(建築基準法第42条第2項による道路)の拡幅整備についての相談に応じます。 建築基準法上の道路種別はHPで確認ができます。 [お問い合わせ先]新宿区都市計画部建築調整課 電話03-5273-3733 FAX03-3209-9227 |
| ■新宿区耐震補強 推進協議会 | 本協議会は、新宿区と区内関係団体との連携と協力により、「地震に強いまちづくり」の実現を目的として、平成20年2月に設立された団体です。区内に現存する建築物等の耐震化推進のため、耐震化啓発や耐震化各種相談対応などの活動を行っています。 [お問い合わせ先]事務局:(一社)東京都建築士事務所協会新宿支部内 電話03-6380-0275 FAX03-6380-0276 |
| ■東京都耐震化総合窓口 | 耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、都民が安心して専門家に相談できる総合相談窓口です。 [お問い合わせ先](財)東京都防災・建築まちづくりセンター内 電話03-5989-1470 FAX03-5989-1548 |
| ■東京都沿道耐震化窓口 | 緊急輸送道路沿道の建築物について、アドバイザーの派遣や改修・耐震化などに関するご相談をお受けします。 [お問い合わせ先] (財) 東京都防災・建築まちづくりセンター内 電話03-5989-1457 FAX03-5989-1548 |
| ■住宅金融支援機構 による融資制度 | ☆融資限度額:1,500万円 [耐震改修工事] (住宅部分の工事費が上限) [高齢者向け返済特例] (住宅部分の工事費又は機構若しくは保証機関が定める評価額が上限) [お問い合わせ先] 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話 0120-0860-35 |
| ■東京都による融資制度 | 緊急輸送道路沿道の建築物は耐震改修工事費用について、取扱金融機関が定める通常利率より低い利率の融資を受けることができます。 ☆融資限度額:3億円以内 [お問い合わせ先]東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 電話03-5388-3348 FAX03-5388-1356 |

建築物の構造に関するご相談

●一般社団法人東京都建築士事務所協会 電話03-3203-2601 FAX03-3203-2602

●一般社団法人日本建築構造技術者協会 電話03-3262-8498 FAX03-3262-8486

●一般財団法人日本建築防災協会

電話03-5512-6451 FAX03-5512-6455

マンションの合意形成に関するご相談

●一般社団法人東京都マンション管理士会 電話03-5829-9774 FAX03-5829-9164

地震に強いあなたの住まい 新宿区建築物等耐震化支援事業のご案内 家具転倒防止器具取付け事業のご案内

令和7年度版/令和7年5月発行 印刷物作成番号 2025-3-4007 ■編集・発行・お問い合わせ先 新宿区 都市計画部 防災都市づくり課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 03-5273-3829 FAX 03-3209-9227 新宿区ホームページ https://www.city.shinjuku.lg.jp

